

金沢美術工芸大学知的財産に関する基本方針

平成 29 年 3 月 2 日制定
規程第 100 号

1. 目的

金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）は、絵画、彫刻及び工芸（以下「美術作品」という。）、製品デザイン、視覚デザイン、環境デザイン、クラフトデザイン、ファッションデザイン及び建築デザイン（以下「デザイン」という。）、芸術学等に関する論文（以下「論文」という。）に関する技術、理論及び応用を教授研究し、それらを追求することによって文化の発展に寄与することを目的としている。

このため、知的財産の運用については、これを社会や産業界に還元し、美術、工芸及び産業の発展に貢献することを基本とする。

本基本方針では、本学における知的財産の効果的な創出、取得、管理及び活用について規定する。

2. 知的財産の定義及び範囲

- (1)「知的財産」とは、3 に規定する職員等の教育研究活動の結果として創出された、美術作品、デザイン及び論文等の有体及び無体の創造物のうち、財産としての価値を持つものをいう。
- (2)「知的財産権」とは、産業財産権法に規定される発明、考案、意匠、商標（以下「産業財産権」という。）及び著作権法に規定される著作物、アイデア、ノウハウ、商品化権及びデジタル化権をいう。産業財産権には発明、考案、意匠及び商標について、各々特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利及び商標登録出願を行う権利（商標登録出願により生じた権利）を含む。
- (3)「アイデア」とは、文化的思想又は感情を創作的に表現し、若しくは技術的思想の創作を表現したデザインコンセプト等であって、当該コンセプトにはモノ・コトの関連性のある仕組み及びビジネス戦略、市場戦略等を含み、それらは応用可能性や展開拡張性があり、公表時点で類型のビジネスモデル、サービス、商品、建築等が存在せず、当該アイデアを基に特許等の産業財産権、著作権、ノウハウに承継される可能性があるものをいう。
- (4)「ノウハウ」とは、秘密に管理された産業上利用可能な技術的思想の創作又はこれを実施するのに必要な技術的知識、技術的情報、営業情報、経験などの要件を満たすものをいう。
- (5)「商品化権」とは、作品の知的財産権を利用して商品・サービスとして販売等をする権利をいう。
- (6)「デジタル化権」とは、作品をデジタルデータ化し、記録媒体に格納し又はインターネット等で公衆送信するなどして利用可能にする権利をいう。

3. 対象者

本基本方針の対象者は、次に掲げる者（以下「職員等」という。）とする。

- (1) 役員、職員
- (2) 本学との間で研究等の成果である発明等について何らかの契約を交わしている学生、研究員及び臨時職員

4. 知的財産の運用についての基本的考え方と権利化

(1) 知的財産の運用についての基本的考え方は、次に掲げるとおりである。

- ① 絵画、彫刻、工芸、デザイン、芸術学等を社会に役立てること。
- ② ノウハウ、情報等権利化されなくても価値があるものがあること。
- ③ 知的財産の運用を通じて、受託研究や共同研究を増加させ、研究の活性化、社会への貢献を目指すこと。

(2) 本学は、前記(1)を踏まえ、知的財産のうち一定の要件及び手続きのもとで権利として保護されるものについては、当該権利の取得を行うか否かにつき速やかに決定し、権利化を図る。職員等はこの権利化に協力するものとする。

5. 特許等を受ける権利の帰属

(1) 知的財産の創出、取得、管理、活用を戦略的かつ一元的に行うため、職員等による職務発明等（本学が費用その他の支援をして行う研究等または本学が管理する施設設備を利用して行う研究等に基づき、職員等が行った発明、考案、意匠、商標をいう。以下同じ。）に係る特許等を受ける権利の帰属先は、本学が決定する。

(2) 本学は、特許等を受ける権利を承継することが適当と認める場合には、当該権利を本学に帰属させることができる。

(3) 外部機関との受託研究、共同研究、政府からの研究資金に基づく発明等についての本学の持分等は、別途、受託研究契約、共同研究契約等の規定によるものとする。

(4) 本学は、職務発明等に係る権利の承継に当たり、当該発明等が職員等の研究活動等によって生み出されたことに十分配慮し、相当の補償金を当該職員等に支払うものとする。

(5) 本学は、職務発明等に基づく知的財産権の実施または処分により収益を得たときは、当該知的財産権に係る発明等をした職員等に対し、別に補償金を支払うものとする。

(6) 本学は、知的財産の権利化及びその活動への貢献を職員等の評価に反映させるよう努力するものとする。

(7) 職員等は、職務発明等に該当すると思われる発明等を行ったときは、速やかに本学に届け出るとともに、本学が職務発明等に係る権利を承継した場合には、出願その他の権利の取得及び維持に係る手続きに協力するものとする。

6. 知的財産の活用

(1) 本学は、知的財産の活用に関しては、次の基本的考え方に沿って運用を図るものとする。

① 本学の生み出す絵画、彫刻、工芸、デザイン、芸術学等に関するアイデアやノウハウをできるだけ多く社会に発表すること。

② 新たなアイデアやノウハウの創出により、地域経済の振興の先導的役割を果たすこと。

③ 産業界からの受託研究を増加させる仕組みをつくること。

(2) 本学は前記(1)を踏まえ、その保有する知的財産の各々につき、知的財産の実用化の可能性、研究成果の活用 of 社会的意義、発明者の熱意等に応じ、次に掲げる取扱いその他の多様な取扱いの中から最も適切と判断される取扱いを選択し、活用を図るものとする。

① 本学として権利を確保し企業等にライセンスするもの

② 権利を企業に譲渡するもの

③ 当該専門分野に強い既存の機関に譲渡するもの

(3) 本学は保有する知的財産を無償又は合理的な対価でライセンス供与できるものとする。